

□■受験対策ミニ講座 13号 2021□■（養成所ニュースプラス第19号）

暦は師走となりました。いうまでもなく、国家試験まで2か月となります。仕事も家庭も大忙しの年末ですが、みなさんは、ペースを崩すことなく、いつもの勉強を毎日続けていきましょう。「出遅れた」と感じている方も年内に再出発すれば、まだまだ可能性はあります。あきらめずに今から前に進みましょう。

12月3日から9日は障害者基本法に定められた「障害者週間」です。「共生社会」をめざし、みなさんがお住まいの地域ではどんな取り組みが行われますか。

今回は「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」からの出題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

「障害者総合支援法」の障害福祉サービスに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。（「社会福祉士国家試験模擬問題集 2022」中央法規出版P91）

1. 同行援護は、知的障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、外出時における移動に必要な情報を提供し、移動の援護等を行う。
2. 重度訪問介護は、常時介護を擁する重度の障害者に、居宅、入院中の医療機関又は入所中の介護老人保健施設等において介護を提供する。
3. 自立生活援助は、障害者支援施設において自立した生活が営めるよう援助する。
4. 共同生活援助（グループホーム）は、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を提供する。
5. 就労定着支援は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供する。

答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(32期生) 11月1日(月)に修了に関する書類を発送しています。必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(33期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

11月1日(月)に支給申請書類一式を発送しています。届きましたら内容を確認し、ご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

本養成所からの申請書類を発行するには、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。

・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。

また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。

・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。

受付できない場合があります。

・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。

また、必ずコピー（控え）をとってください。

・参考文献及び引用文献の記入について、文献（URL）名のみ等、情報が不足しているレポートが散見されます。

受講の手引き P18-19 の「(3) 文章作法とルール」や、P22-24 の「(5) 参考文献・引用文献の表記方法」を確認のうえ必要事項をすべて記入してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第34回国家試験の試験日は、令和4年2月6日（日）です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・中央法規より「2021年度社会福祉士国家試験中央法規全国模試（在宅受験）」のご案内です。

詳しくはこちら→<https://www.chuohoki.co.jp/seminar/social/2969438.html>

※入金締切日は2021年12月9日（木）です。

・本養成所主催の「受験対策講座」をwebにて開催しております。

令和3年10月15日（金）に、第32・33期生の皆様にご案内を発送しています。受験対策ガイダンス動画、オンデマンド動画（全19科目）の視聴が可能です。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 答と解説】

「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」は、幅広い出題基準の科目です。障害者総合支援法を中心とする障害者自立支援制度と障害者の生活実態や社会情勢、障害者福祉制度の発展過程を含む障害者に対する支援、というふたつの大きなくくりとして把握します。

今回は、障害者総合支援法についての問題です。サービスの内容と利用要件、利用者像などを簡単な表にして理解してみましょ。以下に名称を間違いやすいものを示します。

- (1) 居宅介護・生活介護・療養介護
- (2) 同行援護・行動援護
- (3) 重度訪問介護・重度障害者等包括支援
- (4) 自立訓練（生活訓練・機能訓練）
- (5) 共同生活援助・自立生活援助
- (6) 就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・就労定着支援

これらを比較し、理解しておくことが必要です。

相談支援には、基本相談支援と計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）を行う特定相談支援事業、基本相談支援と地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を行う一般相談支援事業があり、更に、児童福祉法には障害児相談支援（障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助）を行う障害児相談支援事業があります。特定相談支援事業者と障害児相談支援事業者は市町村が指定しますが、一般相談支援事業者の指定は都道府県になります。ご注意ください。加えて基幹相談支援センターの機能を確認しておきましょう。

みなさんの勤務先や実習先、そして関連施設を思い浮かべながら整理すると、記憶を取り出すのにより効果的だと思います。おぼろげな理解の部分は今確かにしてしましましょう。

1. ×同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者を対象としています。これまでは、「身体介護を伴う場合」「身体介護を伴わない場合」で報酬区分が分けられていましたが、2018（平成30）年4月よりその区分が

廃止され、障害支援区分の認定は必要なくなりました。

2. ○2018（平成30）年4月から入院中の医療機関、入所中の介護老人保健施設等においてもサービスの利用が可能となりました。その利用者の支援に慣れたホームヘルパーが、利用者の入院している医療機関等に訪問し、体位交換やコミュニケーション等の介護を行うことができるようになりました。

3. ×自立生活援助は、2018（平成30）年4月から追加された新しいサービスです。障害者支援施設や共同生活援助、精神科病院、救護施設、刑務所等から地域での一人暮らしに移行した障害者を対象に定期的な巡回訪問を行います。また、現在一人で暮らしている方や家族と同居している方でも支援の必要が認められれば利用できるものです。巡回では、食事、洗濯、掃除などの様子の確認、体調の変化はないか等を確認します。利用期間は原則として1年間です。

4. ×共同生活援助（グループホーム）は、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。2014（平成26）年4月から、従来の共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助に一元化されました。2018（平成30）年4月からは、重度化・高齢化に対応するために、24時間サービスを提供することができる「日中サービス支援型」が加わりました。なお、選択肢のサービスは、居宅介護の内容です。

5. ×就労定着支援は、2018（平成30）年4月から追加された新しいサービスです。就労定着支援は、一般就労に移行した障害者に対して就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行うもので、利用期間は原則として3年間です。なお、選択肢は就労継続支援の内容です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus